

入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項（同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）及び第八十五条の二第二項（同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に要する額の算定については、なお従前の例による。

令和七年二月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改訂部分)

改 訂 後	改 訂 前
別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表 第一 食事療養 1 入院時食事療養(I) (1食につき) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>690円</u> (2) 流動食のみを提供する場合 <u>625円</u> 注 (略) 2 入院時食事療養(II) (1食につき) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>556円</u> (2) 流動食のみを提供する場合 <u>510円</u> 注 (略) 第二 生活療養 1 入院時生活療養(I) (1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養(以下「食事の提供たる療養」という。)(1食につき) イ ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合 <u>604円</u> ロ 流動食のみを提供する場合 <u>550円</u> (2) (略) 注 (略) 2 入院時生活療養(II) (1) 食事の提供たる療養(1食につき) <u>470円</u> (2) (略) 注 (略)	別表 食事療養及び生活療養の費用額算定表 第一 食事療養 1 入院時食事療養(I) (1食につき) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>670円</u> (2) 流動食のみを提供する場合 <u>605円</u> 注 (略) 2 入院時食事療養(II) (1食につき) (1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>536円</u> (2) 流動食のみを提供する場合 <u>490円</u> 注 (略) 第二 生活療養 1 入院時生活療養(I) (1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養(以下「食事の提供たる療養」という。)(1食につき) イ ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合 <u>584円</u> ロ 流動食のみを提供する場合 <u>530円</u> (2) (略) 注 (略) 2 入院時生活療養(II) (1) 食事の提供たる療養(1食につき) <u>450円</u> (2) (略) 注 (略)